

英国知的財産庁、2012-2013 年度の事業計画書を公表

2012 年 5 月 2 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

英国知的財産庁（UKIPO）は、4 月 25 日、2012-2013 年度の事業計画書（Corporate Plan 2012/13）を公表した。同計画書は、同庁が年度中に達成しようとする目標を掲げるものであり、昨年度に引き続き、2011 年 5 月 18 日に公表されたハーグリーブス・レビュー（「デジタル機会：知的財産と成長」報告書）において示された方向性を踏まえた上で目標が設定されている。

掲げられた目標のうち、特に興味深い項目は以下のとおり。

【戦略目標 1】英国の競争力と成長を促進し、消費者と社会のニーズに応える世界的および国内の知財政策

- ・知的財産政策の発展に関する情報を提供するため、堅固で透明性が高く公衆に利用可能な証拠の開発を維持・継続する。
- ・特に、英国企業にとって実際的な利益をもたらす欧州単一特許と特許裁判所の設立に向けて、英国の優先項目を反映するように、知的財産に関する主要な欧州政策において進展を促す。
- ・強力な国内の知財体系の発展を促進すること、および、海外の英国企業のための製品とサービスのリフレッシュされたポートフォリオを生み出すことによって、主要な新興市場における英国企業の知財における利益を追求する。
- ・より効率的かつ英国企業にとって適合する世界の特許制度へ向けた進展を促す。

【戦略目標 2】権利付与における専門知識、顧客中心およびイノベーションの高い評価を伴う、世界の変化を動機づける世界レベルの知財権

- ・欧州特許庁が支援を撤退する前に、現行の特許案件管理システムを代替することによって、主要な業務のニーズを満たすシステムを提供する。
- ・特許の顧客に対して、品質評価の 95%において良いサービスを提供する。
- ・商標出願の少なくとも 99%において、登録の際に正しい決定を下す。
- ・特許のサーチレポートの 90%を請求から 4 月以内に作成することを確実にする。

【戦略目標 3】最新の顧客と市場のニーズを満たし、企業の設立と成長を支援することを目標とする知財の製品とサービスのポートフォリオ

- ・企業に対して 200 人の知財監査を派遣する。
- ・25000 以上の企業と連携する。そして、そのうちの 85%（サンプルに基づき）の企業が、

知財の認識および管理について修得したことが自社（またはその顧客）の業績改善に役立ったと回答する。

・州特許裁判所を改革すること，および，模倣品と海賊版に対する法律執行機関と企業からのより事情に通じ協調された回答を促進することによって，特に中小企業等の権利者に対する司法へのアクセスを改善する。

－ 2012-2013 年度の事業計画書全文は，以下参照 －

[Corporate Plans](#)

－ ハーグリーブス・レビューに関する欧州知的財産ニュースは，以下参照 －

[英国知的財産庁、「知的財産と成長」と題する報告書を公表\(2011年5月21日\)\(PDF\)](#)

(以上)